

令和８年度デジタル技術普及事業調査業務実施要領

1 目 的

本業務は、デジタル技術を活用した効率的な有害鳥獣の捕獲を進めるため、防護柵の維持管理と捕獲檻の設置を一体的に実施する集落において、捕獲檻の効率的な配置及び捕獲効率の向上について検証し、農作物に被害を与える加害獣を重点的に捕獲し被害の防止を図ることを目的とする。

2 実施者

本業務は、デジタル技術を活用した有害鳥獣対策に関する知識及び効率的な捕獲について調査・分析する能力を有する専門事業者に委託して実施するものとする。

3 履行期間 契約日から令和９年３月３１日まで

4 業務内容

別添「デジタル技術普及事業調査業務仕様書」に従い、以下の業務を行う。

番号	実 施 項 目	内 容 等
①	打合せ	・ デジタル技術を活用した有害鳥獣の捕獲に取り組む集落について、京都府・市町村・集落の代表者等からヒアリングを行い、集落の被害の状況や対策の実施状況を把握
②	現地調査・効果分析・説明会の開催	・ 集落の被害防止対策の実施状況を踏まえ、防護柵の維持管理と一体的に実施する捕獲について、捕獲檻の設置候補場所に自動撮影カメラを設置し、出没状況を確認の上、捕獲に適した場所に檻を設置する。 ・ 捕獲檻の稼働状況を調査・分析し、効率的な捕獲について改善方法を提案する。 ・ 調査結果等に基づき現地技術指導を行う。
③	報告書作成	・ 集落の被害状況や対策、実施した効率的な捕獲の実施状況についてとりまとめる。

5 報 告

受託者は、着手届（第１号様式）及び調査主任届（第２号様式）を契約締結後７日以内に提出し業務を実施するものとする。

また、受託者は、調査結果を集約の上、調査報告書を作成し、業務完了報告書（第３号様式）とともに、令和９年３月３１日までに提出することとする。

6 提出先

各様式の提出及び報告先は京都府農林水産部農村振興課とする。